

令和4年度 入札及び契約等における改正に関する資料

(資料1) 工事における「週休2日制」の取り組み拡大について

働き方改革を推進するため、「週休2日制」を営繕(建築)工事にも適用します。

佐伯市ではこれまで、営繕(建築)工事については「週休2日制」の対象工事としていませんでしたが、令和4年4月より「週休2日制」の対象とします。

今後も佐伯市では長時間労働の是正や休日確保できる環境整備を一層強化するなど、「働き方改革」を推進していきます。

1. 背景

建設業界では、若手技術者の離職や入職者が年々減少するなど、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められています。

そのため、佐伯市では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日普及に向け平成29年7月より、土木工事において「週休2日試行工事」を実施し、令和3年12月には、その効果が十分あることから試行期間を終え「週休2日工事」として実施しています。

この度、土木工事に加えて営繕(建築)工事にも適用を拡大します。

2. 改訂の概要

(1) 対象工事の拡大

営繕工事を対象とする。(施設の利用状況や周辺環境等を考慮し、やむを得ず実施することが不可能な工事案件を除き、原則実施します。)

「週休2日制」を選択するか否かについては、業者の意向によります。

「週休2日」を達成した工事に対し、労務費等を補正(増額)します。

(2) 適用期日

令和4年4月1日以降、発注する工事より適用します。

問い合わせ先

佐伯市総合政策部契約検査課 工事検査係 村松・工藤

電話 0972-22-4236(直通)

E-mail : koujikensaka@city.saiki.lg.jp

(資料2)特例監理技術者の制度導入について

監理技術者の専任の緩和を可能にします。(職務を補佐する者を置く場合)

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)及び監理技術者を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)の配置について、本市における取扱いを定めました。

1.経緯

建設業法では、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者又は監理技術者を配置し、建設工事の適正な施工を確保することとしています。

今般、建設現場の高齢化や若者離れが深刻化する中、限りある人材の有効活用や将来の担い手確保などの観点から、建設業法の一部が改正され、監理技術者の専任の緩和が行われたことに伴い、本市においても当該緩和措置を適用するための取扱いを定めました。

2.緩和措置の概要

監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事において、監理技術者補佐を当該工事現場毎に専任で置いたときは、当該監理技術者は、複数(2工事まで)の工事現場を兼務することができるものとします。

3.適用要件

以下のすべての要件を満たし、発注者が兼務を認める工事に限り、特例監理技術者の配置を認めるものとします。

- (1) 監理技術者補佐を専任で配置できること。
- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 同一の特例監理技術者を配置する工事の数が、同時に2件までであること。(た

だし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

- （５）特例監理技術者が兼任する工事の場所が、いずれも佐伯市内であること。
- （６）施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務については、特例監理技術者が適正に遂行できること。
- （７）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡を取ることができる体制であること。
- （８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- （９）特例監理技術者が統括安全衛生責任者を兼ねていないこと。
- （１０）特例監理技術者が現場代理人を兼ねていないこと。

４．適用期日

令和４年４月１日以降に入札公告、又は指名通知を行う工事に適用します。

問い合わせ先

佐伯市総合政策部契約検査課 契約係 甲斐、安部

電話 0972-22-3487（直通）

E-mail : koujikensaka@city.saiki.lg.jp

**(資料3) 建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等における入札参加資格申請の
随時受付の開始について**

年度の途中での新規参入等が可能になります。

佐伯市ではこれまで、入札参加資格の申請手続きは1年に1回(2月)の受付としていましたが、新規の方などが年度の途中からでも入札に参加することが可能となるように、「佐伯市建設工事競争入札参加資格審査要綱」及び「佐伯市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査要綱」を改正し、随時の受付を開始します。

1. 背景

現在、建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等における入札参加資格申請については、定期申請を行えば、2年間参加資格を有効として認定しています。また、申請忘れ等の対応として翌年に追加受付を行い、1年分の参加資格の認定を行っている状況であり、1年に1回の申請受付、及び認定を行っています。

このため、年度途中から新規参入や再参入をしようとする方は、最長で1年程度待つていただく必要があり、何とかして欲しいとの相談を受けることがありました。

この度、本制度の利便性の向上を図り柔軟な対応を行っていくため、要綱を改正し、随時での入札参加資格申請の受付を実施します。

2. 改正の概要

(1) 随時受付期間の追加

定期申請(通常2月受付) 追加申請(通常2月受付)とは別に、新たに4月1日～11月30日の間を随時の受付期間として新たに設けます。

(2) 随時受付した者の認定

申請の受付時期に応じて7月、10月、1月に認定します。

問い合わせ先

佐伯市総合政策部契約検査課 契約係 甲斐、遠藤

電話 0972-22-3487(直通)

E-mail : koujikensaka@city.saiki.lg.jp